

新潟県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
上越市	(略) 特別養護老人ホーム みねの園	(略) 上越市清里区岡野町1618番地	上越市	(略) 特別養護老人ホーム みねの園	(略) 上越市清里区岡野町1618番地
	<u>特別養護老人ホーム サンクスレルヒの森</u>	<u>上越市大貫2丁目16番23号</u>			
(略)			(略)		
阿賀野市	(略) 特別養護老人ホーム あがの八雲苑	(略) 阿賀野市保田5685-1	阿賀野市	(略) 特別養護老人ホーム あがの八雲苑	(略) 阿賀野市保田5685-1
	<u>特別養護老人ホーム かがやき苑</u>	<u>阿賀野市寺社甲3848番地212</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。